

指名停止業者一覧表
指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	措置期間	適用条項	決定日	備考
1	公契約関係競売等妨害 又は談合	市川市鬼高四丁目3番5号 京葉ガスエナジーソリューション(株) 代表取締役社長 吉岡 比呂志	令和7年8月13日から 令和8年8月12日まで (12か月間)	第2条第1項 別表第2第5号	R7.8.13	当該業者の元従業員は、千葉県企業局発注の配水管整備工事に関する入札において、企業局の職員から漏洩された設計金額をもとに入札したことから、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月3日に起訴されたため。
2	その他の不正 又は不誠実な行為	木更津市真里谷1909番地 (株)水越組 代表取締役 水越 実	令和8年3月4日から 令和8年6月3日まで (3か月間)	第2条第1項 別表第2第10号エ	R8.3.4	当該業者は、当該業者は、木更津市発注の「清見台地区枝線管渠布設(R6-1)工事」において、正当な理由なく、工期内に工事を完成させることができなかった。 また、工事目的物が設計図書を満たしていない施工状況であることが発注者による工事監督時に発見され、是正指示を受けた。 このことが、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領に該当するとして指名停止措置を受けたため。
3	その他の不正 又は不誠実な行為	東京都港区港南二丁目15番2号 (株)大林組 代表取締役 佐藤 俊美	令和8年4月21日から 令和8年5月20日まで (1か月間)	第2条第1項 別表第2第9号	R8.4.21	当該業者及びその社員2名は、令和6年12月25日、山梨県南巨摩郡富士見川町におけるトンネル新設工事に関し、鯉沢労働基準監督署による立入検査の際に事実と異なる説明を行ったとして、令和8年3月24日、鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けたため。